資料1-3

送付先
市民生活局　市民協働推進課
電話 096-328－2036　ファックス 096-324－5969
メール　shiminkyoudou@city.kumamoto.lg.jp

氏　名 西村文雅

提出期限　１０月１７日（金）

盛り込みたい「新たな項目」を下記の表に記入し、１０月１７日（金）までにご提出ください。
なお、記入に当たりましては、簡潔にお願いいたします。

	新たな項目	盛り込みたい理由
①	別添付致しました。	
②		
③		
④		
⑤		

○ 盛り込みたい章立て、項目

Date ・ ・ No.

第1章 総則

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

第1節 住民の権利と責務

第2節 地方政府（議会）

第3節 地方政府（市長など執行機関）

第1款 地方政府（市長など執行機関）

第2款 行政運営の基本原則

第4章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有と説明・応答責任による自治運営

第2節 参画による自治運営

第3節 協働による自治運営

第4節 住民自治による地域自治の運営

第1款 地域における住民の活動の推進

第2款 校区における住民の自治活動

第3款 自治機関による地域自治活動

第5節 自治推進委員会の設置

第5章 国、県など他の自治体等との政府関係

第6章 条例の見直し

Date . . No.

（盛り込みたい章立て，項目の理由）

1. 条文構成は，自治基本条例の目的，理念，自治運営の基本原則にのっとること。

2. 住民の位置と役割と議会，市長など執行機関と職員の役割と責務を明確にし，市政・行政運営の原則と制度を確立すること。

3. 情報公開と住民参画を基本にした，市政・行政運営の原則と制度を確立すること。

4. 以上の内容を章立てとして体系化し，合理的，論理的に面て置されなければならない。

Date . . No. 1

（前文）

1・自治体の憲法としての自治基本条例の制定

2・最高規範性

3・主権者としての住民

4・信託にもとづく市議会、市長等、補助機関

5・情報公開・共有

6・住民参画・協働

7・地方自治の本旨の実現

8・住民自治

9・住民の利益と権利、人権の擁護

10・住民の福祉の実現

11・持続可能な循環型の地域社会の実現

12・住みよい地域社会

13・熊本市の地域的な特徴
（地下水、森、樹木、歴史的文化遺産）
域、経済

14・歴史的にみた自治の伝統

15. 自治基本条例の歴史的必要性の説明

1

Date . . No.

（前文）

1 自治基本条例の性格と任務、その必要性、熊本市の特徴を表現したものにしなければならない。

2 この条例の最終目的は住民の福祉の実現である。

そのために、(1)～(15)の文言を入れて作成すべきである。

第1章 総則

(目的)

自治基本条例は、自治体の「憲法」です。

この条例は、逗本市における自治の仕組みと自治の理念と自治の運営をいう制度をつくることです。

自治の基本理念と自治運営の基本原則を定め、制度と機構を確立し、主権者としての住民の位置と役割、住民の信託により選ばれた市議会と市長、執行機関及び職員の役割と責務を明らかにし、住民の福祉の実現をめざし、情報共有の下住民参画を基本に、

行政運営の基本原則に基づく制度等逗本市の自治の基本を定め、地方自治の本旨の住民自治の確立を目的とします。

Date . . No.

（目的）

・自治基本条例の目的は、自治の理念、仕組み、
自治運営の基本原則及び制度を含むもので
なければならない

（定義）

(1) 自治　自治体である熊本市を、住民が責任を持ち自ら治めることをいう。

(2) 住民　熊本市の区域内に居住する地方自治法第11条に規定する者及び自治法第10条に規定する住民が、法人を除いた自然人をいう。

(3) 市民　自治法第11条及び自治法第10条の住民が、法人を除いた自然人又は市内に通勤し若しくは通学する者をいう。

(4) 事業者等　市内で事業を営み又は活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。

(5) 地方政府　市議会、市長及び市の執行機関をいう。

(6) 市政　市における地方政府の政策及び活動のすべてをいう。

(ア) 参画　市政に関する課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの過程に主体的に住民及び市民が参画することをいう。

(イ) 協働　市民、市議会及び市長等は、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、補完し、協力し、公共的目的を果たすことをいう。

(ウ) まちづくり　良好な環境及び福祉の住みよい都市づくりを目指して行う市、市民及び事業者等の行う地域における活動をいう。

(エ) 出資団体等

ア. 市が出資している団体

イ. 市が補助金、奨励金、助成金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体。

ウ. 市が事務事業の委託及び公の施設の管理を行わせている団体

エ. 市の職員を派遣している団体

Date . . No.

(定義)

1 定義(言葉の意味と内容をはっきり定める)することによって、条例、条文の意味と内容を規定し、いかなる人が読んでもその意味と内容が正確に解釈、運用することができるよう保障するために必要である。

2 ここに掲げた概念は、基本自治基本条例の基礎概念であり、不可欠のものである。

No. 4 Date

（最高規範性）

この条例は、逗子市における自治の基本を定める最高規範であり、

2　この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図らなければならない。

3　本条例の各条文に定める個別手続き条例の制定が不可決である。

Date . . No.

（最高規範性）

1　熊本市自治基本条例が熊本市における「自治体の憲法」であるとの位置と性格から、当然、最高規範性の内容を持つものであるから。

2　熊本市における自治の基本を定める最高規範性を明記する必要がある

3　運用において最大限尊重しなければならない。

No. 5 Date

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

（自治の基本理念）

(1) 住民主権　住民が自治の主権者として、住民参加により住民自治を実現することが、地方自治の根幹です。

(2) 信託に基づく市政　熊本市の自治の一部を主権者である住民から信託され設置された二元代表制の市議会、市民及び市の執行機関は、地方政府として、住民自治及び団体自治の原理に基づき情報公開と住民参画を基本として公正で透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。

(3) 人権の尊重及び福祉の増進　住民は、国籍、障害の有無、性別、年齢、政治的、経済的、社会的関係等において差別されない。住民は、個人として尊重され、人権が守られなければなりません。地方政府は、住民の利益と権利を擁護し、一人ひとりの福祉の増進のため、最大限努力しなければなりません。

(4) 持続可能な循環型地域社会の実現　地方政府は、地域資源の有限性を自覚し、地域における自然、経済、文化の均衡のとれた住みよい地域を目指し、国際的関係をも視野に入れ、情報公開と住民参画を基本とした市政のもとに、多様で豊かな持続可能な循環型地域社会の実現を目指す。

(5) 市と県と国の対等な関係　市は、国及び県と対等・協力関係の下で団体自治を実現し、住民自治の原則、住民の市政への参画・協働のもとに自立的でかつ透明な開かれた市政運営を行わなければならない。

Date . . No.

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

（自治の基本理念）

総合的、体系的な自治の基本理念を明記

(1) ～ (5) は、体系として不可欠である。

（自治運営の基本原則）

(1) 情報共有の原則　市議会及び市長等は、市政に関する情報を積極的に住民等に公開し、情報の共有を図ること。

(2) 参画の原則　住民の参画を基本として市政運営を行うこと。

(3) 協働の原則　公共的課題の解決に当たっては、住民と対等な立場で協働を進めること。

(4) 説明・応答の原則　住民からの意見・質問等に対しては、十分かつ誠実に説明・応答をすること。

2 住民は、市政に参画又は協働をしないことによって、いかなる不利益も受けないこと

Date . . No.

(自治運営の基本原則)

1 自治の基本理念を実現するためには、自治運営の原則を確立しなければならない。

2 その自治運営の原則には (1)～(4) の原則が必要である。

Date 第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

第1節 住民の権利と責務

（住民の権利及び責務）

住民は、憲法に規定する

平和で安全な環境のもとで、自らの生命、自由及び幸福追求に

対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

が保障される。

2 住民は、自治法の定めるところにより、主権者として、住民

の代表を選出する権利、条例の制定・改正又は廃止、直接請

求を行う権利、住民監査請求等の権利を有し、これを

行使することができる。

3 住民は、次に掲げる権利を有する

(1) 知る権利　情報を取得する権利

(2) 市政に参画する権利

(3) 市政に関し、説明を求める権利

No. 9 Date

(4) 市に対して行政を請求する権利と
諮否をする権利

(5) 良好な、自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる
権利

(6) 安心・安全に生きる権利

(7) 清浄な地下水を享受する権利

(8) 未来・子ども の市政に参画する権利

(9) 市政に関し、自ら考え判断し市政に参画するために、
学習する権利

4. 事業者等は、自由で自立した活動を営むとともに、住民及び
市と相互に連携し、地域社会を構成するものとしての社会的責任を
自覚して地域社会との調和を図り、安全で快適な環境の実現に
寄与するよう努めなければならない。

Date . . No.

第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

第1節 住民の権利と責務

(住民の権利及び責務)

・住民として人間らしい生活を営むため、人間として対等、平等な関係を結ぶため、掲げた権利が必要である。

No. /0 Date

第2節 地方政府（議会）

（地方政府（議会の設置））

市に、議事機関として
議会を設置する

（市議会の権限等）

市議会は、議事機関として、住民の多様な
意思を討論を通じて調整統合し、自治体の意思を
形成する役割を果たす。

2 市議会は、
市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定
する権限を有する

No. 11 Date

（市議会の責務）

市議会は　透明性を確保し、開かれた議会運営に務めなければならない。

2 市議会は、その権限の行使に当たっては、常に住民の利益と権利を擁護し、住民の福祉の増進を基本にして進めなければならない。

No. 12 Date

（市議会の会議）

市議会の会議は、討議を基本とする。

議員の討論の活発化。

2 市長等は、議員の質問に対して

反問することができる。

（市議会への住民参加）

市議会は、請願及び陳情を住民による政策提言と位置づけ、委員会において、提案者の意見をはじめとともに、提案者と委員会の委員とが意見を交換する機会を設けるものとする。

（市議会議員の責務）

市議会議員は、住民の付託を受けた住民の代表として政策の提案及び立法に関する活動に務め住民のために誠実に職務を行う。

Date . . No.

第2節　地方政府（議会）

（地方政府（議会の設置））

1．議会の本質に基づいて再定義する必要があるため

2．議会の新しい可能性を実現するため

第3節　地方政府（市長及び執行機関）

第1款　地方政府（市長及び執行機関）

（地方政府（市長及び執行機関の設置））

市に、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた地方政府を構成する市の代表機関である市長及び執行機関を設置する。

（市長の権限）

市長は、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表として市を統轄し公正かつ誠実・透明に市政運営を行う。

（市長の責務）

市長は、この条例の自治の基本理念、自治運営の原則及びを基本にし、各制度を尊守し、住民との情報の共有及び住民参画協働、説明・応答の市政運営に務め、住民の利益と権利を擁護し福祉の増進を最大限に図らなければならない。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを住民及び市議会に説明するとともに、その評価を含め進捗状況を報告しなければならない。

（執行機関の連携及び協力）

市長及び執行機関は、自らの判断及び責任において、これを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、常に補助機関の活性化、機能的な組織を目指さなければならない。

（参与等）

市長は、市長の業務を補佐するため、参与等を設置することができる。

（補助機関である市の職員の責務）

職員は、市長の補助機関として、その職責が住民の信託に由来し、一部の奉仕者ではなく、住民全体の奉仕者であることを自覚し、憲法、法令及びこの条例の基本理念・自治運営の基本原則、各制度等を理解し、任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行わなければならない。

2 職員は、地域課題を発見し、解決方策を発明し、他都市の実例に学び、政策実務の知識及び応用能力の向上に努めるとともに、創意をもって住民と協議・協働し、住民自治を実現しなければならない。

3 市は、職員の能力の向上を図るため研修体制を充実するとともに、職員の自己研修のために、多様な機会を保障しなければならない。

Date . . No.

第3節 地方政府（長及び執行機関）

第1款 地方政府（市長及び執行機関）

（地方政府（市長及び執行機関の設置）

・市長、職員の権限、責務、職責等は自治の理念、自治運営の基本原則に基づいて再定義されて、任務を明確にする必要がある

No. 17 Date

第2款　行政運営の基本原則

（行政運営の基本原則）

市長等は、次の事項を基本とし、行政運営を行わなければならない。

(1) 行政は、市政情報の共有を基本に、迅速かつ積極的に情報を開示及び提供しなければならない。

(2) 行政は、課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの各過程に住民の積極的な参画を保障することを基本に進めなければならない。

(3) 行政は、計画を策定して、それを基本にして行政運営をしなければならない。総合計画を最上位の計画として、他の計画を位置づけ整合性を図り体系化にすすめなければならない。

(4) 行政は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携・結合させた組織運営を行い、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

(5) 行政は、人種、信条、性別、年齢、社会的、身体的、政治的状況等で差別的取り扱いをすることなく人権を尊重し、一人ひとりの住民の権利の擁護を図らなければならない。

(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、一人ひとりの住民の福祉の増進を目的として行わなければならない。

(7) 組織及び制度は、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、継続的に改善し、むだをなくし、最小の経費で最大の事業効果を挙げるようにしなければならない。

(8) 出資団体等については、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行わなければならない。

Date . . No.

第2款 行政運営の基本原則

（行政運営の基本原則）

○この条例は、自治の理念、自治運営の基本原則、制度に基づくとともに、行政独自の条件を考慮して行政運営の原則が確立されなければならない（1）～（8）

○行政運営の規準の確立、全体の方向性の統一と整合性を保障するため。

No. 19 Date

（計画行政）

市の行政は、総合計画にもとづいて計画的に行なわれなければならない。

（総合計画）

1 総合計画は、武本市の将来像を明らかにし、長期10年の計画で、有限な資源配分を定めた戦略計画である。

2 総合計画は、武本市の最上位の計画である。

（個別計画等の原則）

1. すべての計画は、総合計画を基礎に体系づけられ、配分、位置づけ等整合がとれなければならない。

2 財政計画との裏づけと整合がとれなければならない。

3 行政評価にもとづいて計画の制定、修正

4 情報公開、市民参画による計画の策定

（実施段階における計画の作成）

1. 実施目標とその実現の手段，方法

2 原価計算と将来のコスト計算および財政措置

3 住民参画の形態と参画の方法

4 事業期日の設定

（総合計画の進行，点検，評価）

1. 総合計画を審議するための第三者機関「総合計画進行評価委員会」の設置．（住民参画の）

2 審議の結果等について公表

（総合計画）

1・長期の目標を持った計画的行政運営のため。

2・全計画が体系化され、整合性の保障のため。

3・系統的な政策、計画の執行が保障されるため。

4・継続的、段階的進歩が保障されるため。

21
NO. 49

（健全で透明な財政運営）

市の財政の状況を総合的に把握して的確な分析を行うとともに、最小の経費で最大の効果をあげるように健全で透明な財政運営を行わなければならない。

2　財政状況を作成し、公表しなければならない。

(1) 市の全財政を通じた資産、負債および資産の経年変化の現況を正確に把握するため、一般会計、特別会計、企業会計および出資団体等の連結決算を行い、市の財政状況に関する財務諸表を作成し公表しなければなりません。

66

(2) 市は、何人にも分かりやすい予算書、決算書を作成するため、款・項別の説明方式に加えて、目・節において、人件費を含む政策の原価、財源、事業採算等を明記し公表しなければならない。

3 市は、経常収支率、人件費比率、公債費負担比率及び地方債残高比率等、財政運営における主要な指標に関して適正値を定め、中・長期の財政健全化計画を作成し公表しなければならない。

4. 市の予算は、財政情報の作成、財政健全化計画のほか、総合計画及び行政評価等を踏まえて編成し、その編成過程を明らかにして住民に分かりやすく説明しなければならない。

5 市の予算執行に当たっては、事業の予定、進行状況が明らかになるように、予算の執行計画を定めて住民に公表しなければならない。

No. 23 Date

6 市は決算の状況を、~~その成果~~と改善点等を明確にして、住民に公表しなければならない。

7 市の財産については、管理等を行う

(1) 市の財産管理は、財産の保有状況を明らかにして、財産の適正な管理及び効果的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。

(2) 管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況等が明らかになるように定めなければならない。

8 市は、財政運営の効率的推進を図るため、住民、市民参画の第三者機関として「財政健全化推進委員会」を設置する。

Date . . No.

（健全で透明な財政運営）

1・夕張市のようにならないために、財政の現況、財政政策、予算編成、決算、財政計画等を住民に分かりやすく公開する必要がある。（1）～（8）が必要である。

2・住民参画により客観性がより担保され、計画的、効率的に財政運営が保障されるため。

71

24 Date

（自治体法務）

市は、この条例を最高規範とする体系のもとに、条例、規則、要綱を整備するとともに、各政策分野における条例案を制定し、この体系の中に、位置づけなければならない。

2 市は、総合計画に基づいた地域の特性を生かした、自治立法権と自主解釈権を活用し、積極的な法務行政を推進しなければならない。

3 市長は、住民のさまざまな法的要望、活動に対して、法務の側面から支援するものとする。

4 市長は、制定した条例、規則、要綱等を体系的にまとめ、毎年度これを公表するものとする。

5 市長は、職員の法務に関する能力の向上を図るため、明確な基準を設定・公表した上、職場内公募を実施し、法科大学院等への派遣等を行い、職員の法務に関する能力の向上を図らなければならない。

Date . . No.

（自治体法務）

1　その事例と総合計画の策定によって
自治体法務はますます重要になる。

2　政策法務の充実と職員の法務能力の
向上、そのための研修は不可欠である。
(1)～(5)も必要である。

（行政評価）

市長は、効率的かつ、効果的な行政運営を図るため、政策の循環過程を確立し、市政の透明性を高めるとともに、限りある財源を効果的に活用し、政策の合理的選択を行い、全ての施策及び事業の行政評価を行なわなければならない。

2 市長は、評価基準を定めるに当たっては、住民の福祉の増進・向上を図った住民の視点に立脚した評価の指標等を定めるものとし、評価に必要な行政評価情報を積極的に住民に公開・提供しなければならない。

3 市長は、行政評価の適正かつ透明性を図るため、公募を含めた住民、学識経験者、専門家等による第三者機関として行政評価委員会を設置する。

Date . . No.

（行政評価）

行政評価は、行政の政策の循環確立にとって
きわめて重要、不可欠である。又、組織改革に
とっても重要である
(1)～(3)も必要である

No. 26 Date

（行政改革）

熊本市は、行政運営について、たえずその在り方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければならない。

2 行政改革大綱は、総合計画と財政計画との調整のもとで策定すること。

3 住民参画の行政改革市民委員会の設置

Date . . No.

(行政改革)

常に行政改革は進められなければならない.

(1) ～ (3) が必要

（苦情処理・公的オンブズマンの設置）

市長は、住民の行政運営に関する苦情を公正かつ中立的な立場で、的確かつ迅速に処理することにより、住民の権利利益の擁護を図り、市政に対する信頼性を高め、公正かつ透明な行政の推進を図るため、別に条例で定めるところにより公的オンブズマンを設置する。

2 公的オンブズマンは、住民の代理人として3名により構成し、住民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うものとする。

3 市長等は、公的オンブズマンの職務の遂行に関してその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、公的オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に実行しなければならない。

4 市長は、公的オンブズマンの職務の遂行を補佐するため、行政に関して優れた識見を有する市の職員以外の者を専門調査員として委嘱するものとする。

5 市長等及び職員は、公的オンブズマンの職務の遂行に関し、協力する義務を負うものとする。

6 公的オンブズマンは、苦情の申立に対する意見・提言等の内容について、改善点及び問題点の指摘を含めて年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

Date . . No.

（苦情処理・公的オンブズマンの設置）

1 ・行政自身では住民の苦情を根本的に解決するのは困難である。

2 ・公的オンブズマンによる解決は、住民も行政も相方が納得できる条件を備え、国際的、国内的にも豊かな経験、実績と権威があり、政府をはじめ各分野から信頼を得ている。

3 ・公的オンブズマンの運営原則も確立されており、住民と行政も安心してこの制度にゆだねられる根拠をもっている。

・(1)～(6)は必要不可決である。

29

No. 29 Date

（出資団体等）

市長等は、出資団体等に関し、市との関係、出資団体等の経営及び財政状態等に関して、資料を作成し、毎年度、市からの資金の流れ及び出資団体等の運営体制及び経営状況等に関して公表するものとする。

2 市長等は、出資団体等について、経営及び財政状態等を総合的に評価・検討して、その継続・廃止について結論を出し、これを公表しなければならない。

3 市長等は、出資金及び補助金の支出等が適正に運営されているかどうかを審査するため、公募住民、学識経験者、専門家等を委員とする第三者機関として「出資・補助金等適正委員会」を設置する。

4 前項の適正委員会の手続き、運営に関しては、別に条例で定めるものとする。

5 市長等は、出資団体等に関して、住民が苦情を申し立てた場合は、事実の調査をした上、当該団体に対して意見、助言等を述べるとともに、その結果を公表するものとする。

Date . . No.

（出資団体等）

1・市と出資団体等との関係の内容が適正に行われているかどうかを市長は、評価、検討し、市民に公表しなければならない。財政の健全化のために必要である。

2・そのためにも住民は知る必要がある。

3・(1)～(5)が必要である。

（監査）

監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

（外部監査）

市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者に監査を実施させることができる。

2 住民は、市長等に対して監査委員に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができる。

3 市長等は、請求があったときは、外部機関等に監査を実施させ、その結果を公表するものとする。ただし、監査を実施させないときは、請求した住民に説明するとともに、その理由を公表するものとする。

4 外部監査機関による監査の実施に関する手続き、その他必要な事項については、別に条例で定めるものとする。

Date . . No.

（監査）

（外部監査）/ (1)～(4)まで必要である

2　財政等の公正、透明性を確保するため必要である

そのために、住民が知る権利を保障するために

条例の制定が必要である

（公益通報）

市の職員及び出資団体等の役員、職員は、法令に違反する事実、人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し又はこれに重大な影響を与え恐れのある事実に気付いたとき並びに公益に反する恐れのある事実、事務事業にかかる裁量の誤りに気付いたときは、これを放置せず、かつ、隠すことなくその事実を別に定める弁護士等を委託する第三者機関等に通報しなければならない。

2 第三者機関等は、職員等の外、市民からの通報による場合も、調査を開始しなければならない。

3 第三者機関等の調査に対して、職員等は協力する義務がある。

4 正当な公益通報を行った職員等は、その公益通報をしたことを理由に不利益を受けないよう保障されなければならない。

5. 公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとする。

Date . . No.

（公益通報）

1・市の行政運営の公正透明性を確保し、住民の信頼を得るために必要不可欠である。

2　そのためにも住民の知る権利を保障するために手続の制定が必要である。

3　(1)～(5)の完全履行が重要である。

4　この制度の公正、透明な運営が決定的に重要である。

No. 32 Date

（安心・安全に暮らせるための危機管理）

市長等は、安全で安心な生活を確保するため、常に不測の事態に備え、住民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に的確に対応するための体制を整備しなければならない。

2 市長等は、災害等の発生に対処するため、予測することができる危険等の必要な情報を日頃から住民に周知しなければならない。

3 市長等は、災害等の発生が予想されるとき又は災害等の発生時には、住民と情報を共有するとともに、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握し、対策を講じなければならない。

4 住民は、災害等の発生時には、地域コミュニティの一人として、隣人を助け、互いに協力して災害等に対処しなければならない。

Date . . No.

（安心・安全に暮らせるための危機管理）

1 災害等の予測できる危険な情報を前もって
市民に知らせなければならない。

2 住民の生命、暮らし、財産を守ることが、
市長、行政、市政の重要な責務である。

No. 33 Date 第4章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有と説明・応答責任による自治運営

（情報を取得する権利）

住民は、市政に関する情報を取得する権利を有する。

2 住民は、市の公共課題に関して、市長等に対して必要な情報の作成を提案する権利を有するとともに、作成された当該情報を取得する権利を有する。

（情報公開・共有の原則）

市議会及び市長等は、市政に関する情報の公開が、住民参画及び透明な行政の運営にとって不可欠なものであることを認識し、住民に正確で分かりやすく迅速に公表、公開及び提供しなければならない。

（行政の意思決定過程における情報の共有）

市長等は、この条例に基づく基本理念、自治運営の原則及び各制度に基づき、その意思決定過程における情報を公表、公開及び提供して公正で透明性の高い行政運営をしなければならない。

2 意思決定過程の情報の内容は、次の9項目をいう。

(1) 課題・目的の設定及びその背景、経緯、理由

(2) 検討した他の複数の政策・計画等の内容及び決定した政策・計画の優先順位とその理由・根拠

(3) 他の自治体の類似する政策・計画等との複数の比較検討

(4) 総合計画における根拠又は位置づけ

(5) 当該政策・計画に関係ある法令及び条例等

(6) 政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の位置づけ

(7) 予算にわたる政策・計画等のコスト計算

(8) 政策・計画等における行政評価による改善点及び見直しの内容

(9) 政策・計画等にかかる住民参加の状況及び計画等の策定の内容

110

No. 35 Date

（情報の共有の制度）

市の保有するすべての情報は、情報公開制度の対象にする。

2 住民及び事業者は、市に対して情報の閲覧を請求ができる。

3 市は、課題の設定、施策の立案・計画・検討・決定、施策の実施・評価及び見直しにかかる行政過程の各段階の情報を公表、公開及び提供しなければならない。

4 前情報公開制度を総合的・体系的に整備し、各段階の情報を公表・公開及び提供しなければならない。

(1) 計画に関する情報（総合計画、実施計画、事業計画及び分野別計画、地域計画、地区計画）

(2) 条例制定、改正及び廃止に関する情報

(3) 行政評価に関する情報

(4) 財政、予算及び決算等に関する情報

(5) 住民参画に関する情報

(6) 行政との協働に関する情報

(7) 出資団体等に関する情報

（他の自治体の情報の調査・共有）

市は、他の自治体の施策及び具体的事例等を調査、検討し、これを本市に反映するとともに、住民に公表しなければならない。

（情報の収集及び管理）

市は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、住民に速やかに提供できるように統一された基準により、整理し、保存及び管理しなければならない。

Date . . No.

第4章 自治運営の基本原則に基づく制度案

情報共有と説明・応答責任による自治運営

1。住民の信託を受けて選任された市長は、行政の情報の公表、公開、提供は当然の義務である。

2。情報の公表、公開、提供は、住民参画を推進するための大前提である。

3。行政の意思決定過程における情報の公開、提供は情報公開の核心部分を中心に制度を作らなければならない。

4。他の自治体の調査情報とその公表・共有

5。住民は、市長に対して必要な情報作成を提案する権利と作成された情報を取得する権利がある。

6。情報公開制度の創設

(情報を取得する権利) (1)～(2) 必要である
(情報公開・共有の原則) 必要である
(情報の共有の制度) (1)～(10) 必要である
(行政の意思決定過程における情報の共有) (1)～(12) 必要である
(他の自治体の情報の調査・共有) 必要である
(情報の収集及び管理) 必要である

（説明責任及び応答責任）

市議会及び市長等は、主権者である住民に対して、この条例に基づく基本理念、自治運営の基本原則及び各制度に基づき、市政に関する事項について、積極的に説明及び応答する責任を果たさなければならない。

2 市議会及び市長等は、住民に対し、意思決定過程の情報等を含めて市政に関する事項につき、誠実かつ納得できるような説明をしなければならない。

3 市議会及び市長等は、市民から寄せられた意見、要望・疑問等に対し、事実に基づき関連性及び全体像が明らかになる資料を提供するとともに、誠実に対話を通じて応答する責任を果たさなければならない。

(説明責任および応答責任)

1 自治の基本理念と自治運営の基本原則および制度に基づき積極的に説明し応答する責任を果たさなければならない。

2 住民の信託を受けた市長等は、住民や意見や経由において、意思決定過程の情報及び項目を十分説明することによって、住民の納得が得られるよう資料を提供し、応答、対話をしなければならない。

そのために(1)～(3)が必要である

第2節　参画による自治運営

（市政への参画権）

主権者である住民は、市政に参画する権利を有する。

2 市は、住民の市政への参画を推進しなければならない。

（参画と協働推進の原則）

市は、市政の課題の設定、原案の策定、計画、決定、評価、見直しのそれぞれの過程に住民の参画を保障しなければならない。

2 市は、住民の意見、提案等を施策に十分反映できるように手だてを講じなければならない。

3 市は、住民が市政へ参画する際には、多様な参画形態を保障する手だてを講じなければならない。

（参画の対象・形態ほか手続き）

1 市は、住民が市政に参画する権利を保障するため、次に掲げる重要事項は、参画の対象にしなければならない。

(1) 計画の策定、計画の進行管理、計画の改定ほか廃止のとき

(ア) 総合計画（基本構想・基本計画（10年計画））

(イ) 実施計画（3年計画）、事業計画（1年計画）

(ウ) 分野別計画

(エ) 地域計画，地区計画（小学校単位）

(オ) 法令又は条例に規定する計画

(カ) 国ほか他の自治体にかかわる計画

(2) 条例、規則ほか要綱（政策、計画、事業の基準等を定めるもの）を制定、改定ほか廃止するとき

(3) 予算の編成

(例) 住民の生活に重要な影響を及ぼす方針、政策及び計画の策定・改定のとき。

(5) 行政評価の実施のとき。

2 市政への参画の形態

(1) 審議会

(2) 公聴会

(3) 参考人

(4) パブリックコメント

(5) 説明会

(6) 意見交換会

(7)

(8) シンポジウム

(9)

(10) ワークショップ

No. 37 Date

(9) 学習会

(10) アンケート

3 参画の形態の手続き

住民の意見を聴取する等して、複数の参画の形態を採用するものとする

4 参画の手続きについては、参画の対象ごとに、各年度当初に「市政だより」及び市のインターネット上に年間の予定を公表し、参画の募集を行わなければならない。

（住民参画推進評価委員会の設置）

市長は、参画の実施及び進捗状況等について点検・評価を行う第三者機関として、住民参画推進評価委員会を設置する。

2 住民参画推進評価委員会は、市長に対し、評価結果の問題点及び改善点について、勧告・提言を行うものとする。

3 市長は、勧告・提言があったときは、これを尊重しなければならない。

4 住民の参画の記録を各年度毎に作成し、問題点及び改善点を明らかにして、これを公表するものとする。

5 参画に関する手続き等に関しては、別に住民参画推進条例で定めるものとする。

Date . . No.

第2節 参画による自治運営

1・住民の市政への参画は、体系的、総合的でなければならない。

2・市は住民参画を保障する手立てを講じなければならない。

3・住民の市政への参画の対象、形態、手続きは、具体的、体系的でなければならない。

4・住民参画推進評価委員会の創設は必要不可決である。

5・住民参画推進条例の制定は、必要不可決である。

（市政への参画推）(1)～(2)必要である

（参画など推進の原則）(1)～(3)必要である

（参画の対象・形態など手続き）(1)～(4)必要である

（住民参画推進評価委員会の設置）(1)～(5)必要である

No. 43 Date

（市政への男女共同参画の推進）

市は、男女の人権が尊重され、各様の能力を地域において発揮し、地域社会のあらゆる活動に対等に参画し、責任を分かち合える地域社会を目指さなければならない。

2 市は、男女の役割を固定せず男女の平等を基本にして、市政に男女が多様に参画できるように手だてを講じなければならない。

3 市は、男女共同参画の計画を策定しなければならない。

4 市は、男女共同参画の推進のために、女性センターを設置し、女性のスタッフと専門的知識を有する者を育成し、充実した組織にしなければならない。

5 市は、第三者機関として男女共同参画推進委員会を設置しなければならない。

No. 4 24 Date

6 市は、男女共同参画計画の進捗状況について毎年公表しなければならない。

7 市は、男女共同参画推進条例を制定しなければならない。

Date . . No.

（市政への男女共同参画の推進）

今日の時代の要請であり、必要不可決である。

(1) ～ (7) 必要である。

No. 93 Date

（青少年など子どもの市政への参画の推進）

青少年など子どもは、教育を受け健康に育つ権利がある。

2 社会の一員として、市政に参画する権利がある。

3 市政に関し、意見を述べ提案する権利がある。

4. 青少年など子どもの年齢に相応しい形で市政に参画することができ、能力に応じた役割を果たすことができる。

5 市など住民は、青少年など子どもが能力に応じた役割を果たすことができるように、適切な支援に努めなければならない。

6 市は、小学校高学年、中学生など高校生の参加する「子ども議会等」の学習の機会を保証し、多様な支援をしなければならない。

No. Date

（計画・子どもの市政への参画の推進）

1 子どもは未来の地域社会の住民自治を担う宝である。

2 子どもの人格を尊重し、成長期であるという特殊性を考慮して、市政への参画、提案を教育的観点から育てることは大人の責任である。

3 そのために(1)～(6)が必要である

No. 46 Date

（学習する権利）

住民は、自ら考え判断し市政に参画するため、学習する権利を有する。

2 市は、学習会を積極的に開催するとともに、住民の学習する権利を保障するため、学習する機会、場所の提供及び講師の派遣等の支援をしなければならない。

3 住民は、支援を求めることができる。

Date . . No.

（学習する権利）

1 住民が自ら考え判断力を養う学習は自治の推進のために極めて重要.

そのために(1)～(3)が必要である

No. 4-37 Date

（意見及び提案制度）

1 住民は、市政に関して意見を表明し又は計画等の提案をする権利を有する。

2 市は、住民からの提案を積極的に取り上げ、施策等に反映させなければならない。

3 市は、意見及び計画等の提案制度を創設しなければならない。

4 市は、提案者に、公開の場において直接市民に発表し、説明し発表する機会を設けなければならない。

5 市は、提案がなされたものについて、住民意見提案評価委員会において審議し、採否を決定するものとする。

6 市は、提案の採否及びその理由を提案者に通知するとともに、公表しなければならない。

7 市は、意見及び提案に関して毎年度、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

8 手続等については、別に条例で定める。

148

Date . . No.

（意見または提案制度）

1・住民の意見とアイデアを市政に反映させ、意見、提案を受け入れる制度の創設は必要不可欠である。

2・住民参画の市政を進めるためにも必要である。

(1)～(8) 必要である。

No. 48 Date

（パブリックコメント）

市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を策定するに当たり、住民の意見を反映するために事前に案を公表し、説明会等で直接住民に説明し、質問に誠実に応答し、対話をしなければならない。

2 市長等は、提出された住民の意見を十分考慮してこれを取り入れるようにするとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。この公表に際しては、意見を取り入れない場合の理由を含めて公表しなければならない。

3 市は、パブリックコメントの意見及び提案に関して毎年度一次報告書を作成し、公表しなければならない。

4 手続及び公表については、別の条例で定める。

Date . . No.

(パブリックコメント)

・市長は住民との意見交換を広くすすめることによって、市の政策を実情に合ったものにするため、

そのために (1) ～ (4) 必要である

No. 69 Date

（審議会・市民会議等）

市長等は、住民ほか利害関係者の意見を市政に反映させるため、審議会・市民会議等を設置するよう努めること。

2 市長等は、審議会・市民会議等を設置するときは、委員の選出基準を明確にしてこれを公表し、その選任に当たっては、男女比率、年齢構成、選出区分を明らかにするとともに、長期にわたり就任し同任期に複数の審議会・市民会議等の委員に就任することなく、さまざまな住民が委員に就任できるように選任しなければならない。

3 市長等は、委員の3分の1を住民から公募し、委員に選任する。

4 公募の基準及び審査基準と住民からの応募期間を少なくとも一箇月間を確保した上で、これを公表するものとし、採用された公募委員の論文等の結果は、これを公表して選任の公正・透明性を確保する。

5. 市長等は、審議会等の会議を公開しなければならない。

156

Date . . No.

（審議会・市民会議等）

住民参画の具体的形態において、公募住民の多くの参加が保障され、公正、公平、透明性が確保されなければならない。そのための手立てを講じるために(1)～(5)が必要である。

157

（住民投票の請求及び発議等）

年齢満18歳以上の住民及び年齢満18以上の定住外国人で当本市に引き続き3月以上住所を有する者

別に条例で定める

第3節　協働による自治運営

（協働請求権及び協働諾否権）

住民は、市政において協働請求権及び協働諾否権を有する

2 市長等は、前項の協働請求権及び協働諾否権において誠実に対応しなければならない。

（協働の形態）

協働の形態は、協働を進める市民間の協働、住民と市長等との協働及び市と他の国、県、その他の自治体間の協働をいう。

No. 5 Date

（協働の基本原則）

市民間の協働は、それぞれが対等な立場で目的を共有し、相互の立場を尊重し、他を排除することなく、協力して目的を達成するものとする。

2 住民と市長等間の協働は、それぞれが対等な立場で目的及び情報を共有し、協定を結び協力して、公共的目的を達成するものとする。

3 住民は、市長に対して、協働の提案（計画案等）をすることができる。

4 市長等は、住民からの協働の提案（計画案等）を受けた場合、それに対して誠実に対応し、協働について協議する場を設けなければならない。

5 協働にかかる手続き等については、別に条例で定める。

（住民投票の請求及び発議等）

住民の意思の反映の確保

18才と3ヶ月以上在住の外国人

第3節　協働による自治運営

市と住民との協働において対等を担保し、

住民が自立的に協働を推進するために

権利の設定は不可欠である

そのために(1)～(5)必要である

No. 52 Date

第4節　住民自治による地域自治の運営

第1款　地域における住民活動の推進

（地域における住民と諸団体の活動原則と活動）

住民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会的貢献活動、その他の自主的な活動を推進するために、主体的に組織等を作り、何人からも干渉されずに自由に自立した活動を営むことができる。

2　住民は、地域の諸課題の解決に向けて、自ら行動し、地域づくりを主体的に行うことができる。

3　住民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、住民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

4　市長等は、住民の多様で豊かな地域づくり活動を尊重し、コミュニティセンター及び公民館等を中心にして、その活動を推進により支援する。

5　地域づくりに関して必要な事項は、別に条例で定める。

Date . . No.

第4部 住民自治による地域自治の展望

第1款 地域における住民活動の推進

1 地域における住民自治活動は、暮らしの場での活動であり、地域のコミュニティを発展させる。

2 地域活動の原則を確認することが重要であり、(1)～(5)が必要である。

No. 53 Date

「地域のまちづくり条例」の制定

（学校と地域との連携）

教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域づくりの核という、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

Date . . No.

「地域のまちづくり条例」の制定

（学校と地域との連携）

1・地域において、学校の役割と位置づけを地域全体で
なうない.

2・災害時の避難場所、子どもを守る地域ぐるみの運動
かすすんでいる

住民の

第2款　校正における自治活動

新設条文　　校区自治協議会

合併自治区

自治機関

第3款　住民自治による地域における自治活動

[地域の住民自治の推進]

(地域の住民自治)

市長は、住民が身近な地域の課題について、地域自治機関で決定した結果を、行政に反映させ、地域の住民自治を推進する

と代議員

(地域自治機関の創設)

地域自治機関は、合議制で、その地域に住所を有する団体を除く住民の選挙によって構成される。その選挙は、20歳以上の者による直接、秘密、平等による公正な住民の投票によって行われる

2 地域自治機関の創設と運営については、別に条例で定めるものとする

第2款 校区における住民の自治活動

1. 校区自治活動についての位置づけと役割と性格づけが必要である。

2. 合併当合地区における、住民自治による住民の意思の反映のしくみを検討する。

Date . . No.

第3款　住民自治による地域における自治活動

（地域自治機関と代議員の創設）

・地域（校区）における住民の意思を直接、正当に反映した地域（校区）自治機関の創設は、住民の直接選挙によって選ばれた代議員によって構成される必要がある。

そのために　(1)～(2)が必要である。

No. 53 Date

（自治推進委員会の設置）

この条例に定める自治の基本理念及び自治運営の基本原則の実現に向け、熊本市の自治の推進に関する重要事項を審議するため、自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として熊本市自治推進委員会を設置する。

2 自治推進委員会は、市長の諮問に基づく重要事項の審議の外、委員会の発意に基づいて決定した事項についても審議し、その結果を市長に答申することができるものとする。

3 市長は、自治推進委員会の答申及び提言を尊重しなければならない。

4 自治推進委員会は、地方自治に識見を有する者及び住民による30人以内の委員によって構成する。

5 自治推進委員会の委員は、透明かつ公正な選任基準のもとに、学識者機関により選任されるものとする。

58

No. Date

6 自治推進委員の任期は、2年とする

7 住民は、自治推進委員会に対して、要望等を提出することができる

8 自治推進委員会は、住民が提出された要望等を審査・検討し、その対応の結果を説明する

9 自治推進委員会の調査活動について、市長等は、職員は協力する義務を負うものとする

10 自治推進委員会の会議は、年4回開催する

11 自治推進委員会の会議は、公開とし、議事録は速やかに公表するものとする

12 自治推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする

Date . . No.

（自治推進委員会の設置）

1・自治推進委員会は、きわめて重要な任務を担っている組織である。

2・ゆえに、この組織は、正当な根拠を自治法に求めなければならない。

3・自治推進委員会の運営は、自治の推進を目的に公正、中立に運営されなければならない。

4・　(1)～(12)の条文は不可欠である。

18

57

No. 57 Date

（条例の見直し）

市長は、この条例を改正又は廃止する場合には、自治推進委員会に諮るとともに、住民投票において、その過半数の賛成を得なければならない。ただし、自治推進委員会が住民投票を不要と判断したとき、又は軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、この条例の施行の日から3年を越えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の見直しについては、自治推進委員会に諮るものとし、自治推進委員会の提言に対して、市長は、これを尊重するものとする。

（条例の見直し）

1 より良い条例、実状を反映した条例、
市民に納得される条例にするためには
条例の見直しは必要不可欠である。

2 3年を越えない期間が必要である。
(1)～(3) 必要である。

熊本市自治基本条例検討委員会
会長 山口道昭 様

2008年(平成20年) 10月27日

Date . . No. 1

熊本市自治基本条例検討委員会委員
西村 文雄

次のとおり、9枚提出します。

○ 原文を全部記載のこと

1. 章立て P①
2. 行政運営の基本原則 ① ～ ⑦
3. 自治体法務 ① ～ ⑤
4. 行政改革 ① ～ ③
5. 苦情処理 公的オンブズマン制度 ① ～ ⑥
6. 監査
7. 外部監査 ① ～ ⑥
8. 安心安全危機管理 ① ～ ⑨

○ 入れるべき項目、条文

1. 自治の基本理念 (P20)

1. 住民主権
2. 信託にもとづく市政、地方政府
3. 持続可能な循環型社会の実現
4. 福祉の増進

2. 職員責務 (P50)

1. 職員の職務の由来
2. 地域課題の発見、住民自治の実現
3. 市は研修制度の充実

3. 総合計画 (P60)

1. 戦略計画 { 熊本市の10年の将来
有限な資源配分を定める
2. 熊本市の最上位の計画
3. 実施段階における計画の作成

No. 3 Date

4. 財政　（P66 ～ P70）

1. 透明な財政運営

2. 連結すべき会計（一般会計、特別会計、企業会計及び出資団体等）

3. 予算書、決算書

　㋐ 目、節の項目において
　　人件費を含む原価、財源
　　事業採算等を明記

4. 「中長期の財政健全化計画」策定

　㋐ 経常収支率
　㋑ 人件費率
　㋒ 公債費負担比率
　㋓ 地方債残高比率

　主要な指標に関して適正値を定めて計画を策定

5. 市予算の編成過程を明らかにして住民に説明

　㋐ 財政情報の作成
　㋑ 財政健全化計画
　㋒ 総合計画
　㋓ 行政評価

　を踏えて編成し、その編成過程を住民に分かりやすく説明

6. 決算の状況の公表と住民への説明

5. 行政評価 (p78)

1. 行政評価の目標・理念

① 効率的な効果的な行政運営を図るため

② 政策の循環過程を確立し
市政の透明性を高めるとともに

③ 限りある財源を効果的に活用し

④ 政策の合理的選択

⑤ 全政策施策及び事業の行政評価を
行なわなければならない

2. 評価基準を定め、行政評価情報を市民に
公開・提供しなければならない。

3. 行政評価委員会の設置

6. 審議会・市民会議等 (P156)

1. 審議会と市民会議等を併記すること

2. 委員の選出基準の公表

① 男女の比率

② 年齢構成

③ 選出区分 明らかにする

④ 長期にわたる就任をしないこと

⑤ 同時期に複数委員に就任しないこと

さまざまな住民の委員が就任できるようにする

3 公募の基準、審査基準の明確化、公表
応募期間は1ヶ月確保

4 採用された公募の論文、選考結果の公表、
透明性の確保

7. 自治運営の基本原則にもとづく制度等 (P108)

情報共有と説明・応答責任による自治運営

1. 情報を取得する権利

必要な情報の作成を提案する権利
その作成されたものを取得する権利

2 情報公開、共有の原則

・透明な行政運営にとって — 不可欠
・住民参画

3 行政の意思決定過程における情報の公開・共有
9項目
① ～ ⑨ 全文記載 (P110)

4. 情報公開制度 (P112)

① ～ ② 計画に関する情報から
出資団体まで

8. 説明責任及び応答責任 (P118)

1. 積極的に説明及び応答する責任
2. 意思決定過程の情報を9項目に基づいて説明すること
3. 全体像、関連する資料の提供
   誠実に対話

9. 公益通報制度 (P100)

1. 通報しなければならない人
   市の職員、出資団体の役員と職員
2. 通報に値する事柄
3. 市民からの通報
4. 調査協力義務
5. 不利益排除

目的は 法を尊守し、公正、透明な住民に信頼される行政の確立.

10. 参画による自治運営 (P122)

1. 参画の原則
   ① 住民の権利
   ③ 市の基本的立場

2 参画推進の原則

① ～ ③

3 参画の制度保障、参画対象

① ～ ⑤

4 参画の形態

① ～ ⑩

5. 参画の手続き

・年度初めに1年間の公募計画の公表

・「市政だより」等

6 住民参画推進評価委員会の設置

活動項目 ① ～ ⑭

7 「住民参画推進条例」の制定

11. 男女共同参画 (p134 ～ p136)

1. 対等な責任を分かち合える地域社会

2 市は、市政に男女が参画する手だてを講じる

3 男女参画の計画の策定

4 専門スタッフの育成・充実

5 男女共同参画推進委員会の設置

6 条例の制定

12. 青少年、子ども　（P140）

1. 子ども議会　小学高学年、中学、高校生

2 能力に応じて役割を果たす
①～⑥

13 学習する権利　（P144）

1. 行政は住民の学習を支援しなければならない

14 意見など提案制度　（P148）

1. 意見、計画等の提案の権利
2 行政はそれを市政に反映させること
3 提案者に公開の場で発表する機会を設けること
4. 「住民意見提案評価委員会」で審議，採否
5. 採否の理由、その理由を通知、公表し、当事者に説明
6. 年次報告
7. 条例

15. パブリックコメント　（P152）

会場で直接住民に説明し、質問に誠実に対話

No. 9 Date

16. 前文 (P1)

①～⑮まで記載すること

17. 目的 (P5)

全文記載のこと